

内定に終つた猿投神社の国幣社昇格

太田 正弘

猿投神社は西三河、現在の愛知県豊田市に鎮座する。

『文徳・三代実録』に叙位のことが見え、最高位は従四位下であるが、鎌倉末期の神号額（嘉元二年銘）には、「正一位」とある。又、延喜の制には国幣小社に列せられ、古代・中世には既に西三河第一の大社であつた。織豊時代の安堵を徳川氏も承けて、七百七十六石餘を領したので、江戸時代にも引続き「朱印地領主」として威勢を誇つた。

そして、明治五年、県社に列せられ、国幣社昇格の企てがなされたが果さず、以下に述べる如く、終戦後、遂に昇格内定まで行つたのであるが、所謂、神道指令による神祇院の解体、国家による神社管理がなくなつたことにより、実現しなかつた。

○

明治五年に額田県の県社に定められ、愛知県になつても同じく県社であつた猿投神社は、国幣社昇格の動きが起り、明治卅年に昇格願書を提出した（『猿投神社誌』年表）が果さず、昭和十年頃より再び昇格熱が昂揚し、生田小平治・若山善三郎・太田亮氏などの研究があり（同上、跋）、昭和十八年二月十五日附で「昇格願」（『猿投神社近世史料』七三頁所収）を村役場（西加茂郡猿投村）へ提出、同日受附、同月廿三日愛知県受附、内務省（神祇院）に廻附された。その後の状況は、『猿投神社誌』の序に、次の如く記されてゐる。

当時の神祇院は戦時中で国民思想昂揚のため、官国幣社昇格に対しても、或程度まで考慮する機運に際

会してゐたので、本問題をも一応採りあげる方針となつたが、豫めその内容を検討すべく、時の考証課長阪本広太郎氏は前考証課長宮地直一氏と相談の結果、県提出書類の写を内見した。その結果、宮地博士の發議で由緒調査の根本的書替へを必要とし、昇格の前提として先づ神社誌の編纂を行ふべく提唱されたのである。(中略) 愈々具体的に之が起草を行ふべき段取りとなつたのである。然るに同年八月の終戦は、有史以来未曾有の大変革を出現し、社会上の動揺甚しく、人心不安定に加へて物資の缺乏、その他、思はざる支障続出の爲め止むなく延期のまま同年も終つたのである。

翌廿一年に入ると、神社に対する米軍側からの処置が次第に緊迫を告げて来ると共に、神祇院の存続も亦時日の問題となつたので、この際出来得る限り昇格願書を処理すべき方針となり、本社に対しても急遽その草案を練り、別項の様な国幣小社昇格の議案を作製したのである。然し時既に遅かつた。議案を神社調査会にかけるべく用意した時には、神祇院解体、一切の機能停止といふ悲運が目前に立ち塞つたのである。

右の前半に云ふ如く、猿投神社より提出された「昇格

願」を見た、時の神祇院考証課長阪本広太郎氏は、前考証課長宮地直一氏と相談した所、宮地氏は昇格の前提として神社誌の編纂を提案されたのである。尚、この様なことは宮地氏の手法で、当時、各社の神社誌が作られ、昇格した。勿論、神社誌を作れば昇格すると云ふことはなく、昇格可能な所に神社誌を作らせた上で、昇格させる、と云ふ手法である(西田長男氏談)。

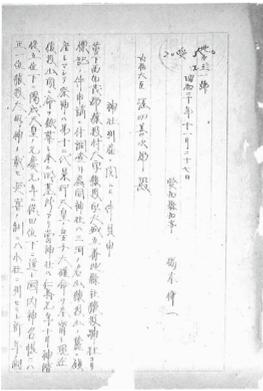
そこで、「猿投神社誌」の編纂主任に任命されたのが、当時、考証官補であつた大場磐雄氏であつた。宮地氏は時には大場氏を帯同、又、大場氏が現地調査を行ひ、愈々「神社誌」起草の段階に至つた時、大東亜戦争の終結と云ふ未曾有のことが起きたのである。敗戦と云ふことがあつても、神社制度に変更がなければ問題はないが、所謂「神道指令」に明らかな如く、聯合國軍最高司令官総司令部(以下、GHQ)は、「国家神道」の解体を目指してゐた。

そのため、猿投神社についても(と云ふことは他にも同様の事例があつたかも知れない)、急遽、昇格願書を提出させたのであらう。即ち次頁に図版で掲出した如く、愛知県知事福本柳一名で内務大臣堀切善次郎に宛てた「神社列格二関スル件具申」(「猿投神社近世史料」七七頁所収)は、そこに押された楕円形の赤スタンプ印に「上段、読め

ず)・[中段「20 繰50」の受附番号]・[下段「20 12 3」の受附日]とある如く、十二月三日に、内務省に收受されてゐる。

尚、この「具申書」(昇格願書)は、片面野紙三葉の簡単なもので、時局を反映して粗末なB5判のざら紙(藁半紙)の朱棹野紙に、多分、黒インキを薄めた、一見青インキに見えるインキで書かれてゐる。これは県から内務省(神祇院)に宛てられた原本であるから、当然、神祇院にあるべき公文書であるが、神祇院の廃止に伴つて廃棄されるべきものを大場氏が持出されたのであらう。後日(昭和四十年頃)、私が直接、頂いたものである。

GHQより「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保護・支授・保全・監督、並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(所謂「神道指令」)が出されたのは、昭和二十年十二月十五日であるから、神祇院では「急遽その草案を練」つて



神社調査会に諮るべく準備したのは、既に「国家神道」が否定され、神社に対する国家の関与が、いづれ廃止されることが豫想されたからのことで、あつたのであらう。ならば逆に、「急遽」昇格させなくても放置すれば自然消滅になつたであらうに、それを急ぎ執行しやうとしたのは、当事者の一種の使命感であつたのであらう。ともかく、この様に取運ばれたことは、昇格は決定的なこととで、あとは形式的に「神社調査会」の承認を得るだけであつたのである。

右の如く、昭和二十年十二月三日に内務省(神祇院)に受領された猿投神社の「昇格願」は、事務手続を経て、「県社猿投神社国幣小社ニ昇格ノ件」(『猿投神社誌』・『猿投神社近世史料』七八頁所収)を附し、「神社調査会」に諮るべく準備が進められてゐたが、翌二十一年一月三十一日、神祇院官制廃止が公布され、翌二月一日施行されて、明治以降八十年近くの神社に関する国家の管理が終つた。即ち、猿投神社の国幣小社昇格と云ふ事は、事実上決定され乍ら、手続上、決定には至らなかつたのである。この様に、猿投神社にあつては、明治末以来の約五十年の悲願であつた国幣小社昇格と云ふことは、内定まで行き乍ら、神祇院の廃止と云ふ、GHQの方針によつて、夢幻と消えたのである。

が、国による社格制度がなくなつた今、官国幣社であつた各社は、現在、元官（国幣大（中小）社であるから、猿投神社も、国幣小社となるべき筈であつた——元国幣小社と同等である、と云つてもいいのではなからうか。

○ 明治以降の社格制度により、無格社・村社・郷社・県社に指定された神社の多くは、上へ昇格したいとの願ひを持つてゐた。又、既に官国幣社になつてゐれば、小社は中社に、中社は大社への昇格を願ひ、宮司在任中の第一の勤めは、昇格であつた、と思へる様な資料に接したことがある。即ち、官国幣社も県社以下も、社格制度の中では大旨、上昇志向があつた。

しかし、ここで、素朴な疑問が起る。右のうち、郷社以下の昇格と違ひ、県社が官国幣社に昇格した場合、それ迄の県社以下の神職資格（司業）と、官国幣社宮司の資格（学正）は違つた、と云ふことである。県社以下の神職は世襲（社家）が多かつたであらうが、県社から官国幣社に昇格した場合、前述の如く、その人が資格を持たなければ、当然、官国幣社の宮司にはなれないし、もし資格をもつてゐて、宮司になれたとしても、官国幣社の管理は国に移り、宮司は官吏同様、国の任命に依つて全国の官国幣社を転々と廻ることとなる。

即ち、旧来の社家で守つてきた県社を官国幣社に昇格させたい、と云ふ願ひは良しとして、幸ひ官国幣社に昇格した場合、自分（在来の社家）が、その宮司になれない、と云ふことを思つてゐた（或いは思つた上での願ひ）のであらうか、と思ふことがある。それは、前述の様に万一、資格を持つてゐたとしても、いつまでもそこに留ることには出来ず、結局、外来宮司が何年かごとに任命されてくることになる。或いは在来の社家の多くは宮司の資格を持たなかつたであらうから、その下の禰宜・権禰宜に甘んずる覚悟で昇格運動をしたのであらうか、と云ふことである。

参考文献

大場磐雄編『猿投神社誌』昭和三十六年原刊、同四十五年再版

太田正弘編『猿投神社近世史料』昭和六十年刊

太田正弘著『猿投神社の総合研究』上 平成四年刊

（明治聖徳記念学会会員）